



平成19年4月より制度が変更になります

「70歳未満」の方は、入院が

平成19年4月より、医療費の自己負担分を軽減するため、入院が決まったら、各加入医療保険者へ申請が必要となります。今までは、入院すると総医療費の3割(3歳未満は2割)を医療機関へ支払い、後日、高額療養費の支給申請を行っていましたが、平成19年4月入院分からは、下記の「自己負担限度額」(月額) 1までの負担になります。

自己負担限度額(月額) 1

区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
住民税非課税世帯は食事代も減額になります。

例：入院時の医療費が40万円だった場合(一般の場合)

自己負担分 医療費40万円 × 自己負担割合3割 = 12万円

自己負担限度額 80,100円 + (40万円 - 267,000円) × 1% = 81,430円

平成19年3月まで	窓口負担 自己負担分 12万円(いったん、3割支払います) 高額療養費(後日に申請) 自己負担分12万円 - 限度額81,430円 = 38,570円が後日、支給
平成19年4月から	窓口負担 81,430円(自己負担限度額分の支払になります) 高額療養費(特別手続き等は必要ありません) 自己負担分12万円 - 限度額81,430円 = 38,570円が各医療保険者から医療機関へ直接支払われます

申請について 2

区分	申請に必要なもの	申請場所及び問い合わせ先
国保加入者	保険証、印鑑	保険課(鷹巣)市民生活部窓口 ☎62-11117
		合川支所 市民福祉課 ☎78-21113
		森吉支所 市民福祉課 ☎72-31115
		阿仁支所 市民福祉課 ☎82-21113
社会保険等の加入者	国保と同様の制度がありますので、申請の場合は各加入社会保険事務所又は事業所等にお問い合わせしてください。	

その他(注意事項)について

国保税を滞納している世帯は、これまでどおり総医療費の3割(3歳未満は2割)が自己負担となります。同月内に「2か所に入院」または「2人が入院」の場合は高額療養費の申請も必要な場合があります。70歳未満でも、障害等で老人保健の該当になっている方は、申請の必要がありません。

決まったら申請が必要です

70歳以上の方へ(世帯全員が住民税非課税の場合)

入院した場合、医療費及び食事代が減額になる制度に該当しますので、「入院した」又は「入院する」場合は申請をお願いします。申請が遅れると「減額」に該当しくなくなります。

	申請に必要なもの	申請場所及び問い合わせ先
老人保健該当者及び国保前期高齢者	保険証、受給者証、印鑑	保険課(鷹巣)市民生活部窓口 ☎62-11117
		合川支所 市民福祉課 ☎78-21113
		森吉支所 市民福祉課 ☎72-31115
		阿仁支所 市民福祉課 ☎82-21113
社会保険等の前期高齢者	国保と同様の制度がありますので、申請の場合は各加入社会保険事務所又は事業所等にお問い合わせしてください。	

福祉医療制度該当者(70歳未満)の方へ

入院した場合の医療費については北秋田市で全額負担(食事代は本人負担)でしたが、平成19年4月からは制度改正により、入院の場合のみ、一般の方と同様の申請が必要となります。加入保険により申請場所等が異なりますので「申請について 2」を参照の上、必ず申請してください。

国民健康保険の加入・脱退は必ず14日以内に届け出を!

こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	
ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	
ほかの市区町村に転出したとき	保険証、印かん
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の 保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	
退職医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん
市内において住所が変わった(転居)とき	保険証、印かん
世帯主の氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印かん
修学のため、別に住所を定めるとき	
保険証等をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印かん (使えなくなった保険証など)

保険証・・・【国保をやめるとき】、【その他】の場合、世帯主が理由にかかわるときはその世帯全員の保険証が必要です。